# 品質確保等に関する業務委託契約約款

品質確保等に関する業務委託契約約款（以下「本約款」といいます。）には、SheepMedical株式会社（以下「当社」といいます。）以外の歯科技工所（以下「提携技工所」といいます。）が製造する歯科技工物について一定水準以上の品質を確保するために、当社が医療法人又は歯科医師（以下「医療法人等」といいます。）からの委託を受けて行う業務の内容その他当社と医療法人等との間における権利義務関係が定められています。
医療法人等が当社に対して上記業務を委託するためには、本約款の全文をお読みいただいたうえで、本約款に同意いただく必要があります。

## 第１条（適用）

1. 本約款は、提携技工所が製造する歯科技工物について一定水準以上の品質を確保する目的で、当社が医療法人等からの委託を受けて行う業務の内容その他当社と医療法人等との間における権利義務関係を定めることを目的とし、当社と医療法人等との間における当該業務に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が医療法人等に対し、別途提供する規約その他注意事項等が存在する場合には、当該注意事項等は本約款の一部を構成します。
3. 当社は、医療法人等が当社に対して第１項の目的で業務を委託することにより本約款に同意したものとみなし、医療法人等は異議を申し立てることはできません。

## 第２条（本約款の変更）

1. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本約款を変更することができます。
   (1) 本約款の変更が、医療法人等の一般の利益に適合するとき。
   (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の相当期間前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日をウェブサイトに掲示し、または医療法人等に電子メールで通知します。
3. 変更後の本約款の効力発生日以降に医療法人等が業務を委託したときは、医療法人等は、本約款の変更に同意したものとみなします。

## 第３条（本約款に基づく契約の成立）

医療法人等が、本約款に同意の上、当社所定の申込書により本約款に基づく契約の締結を申し込み、当社が当社所定の審査を行い、申込みを承諾した場合、本約款に

基づく契約は当該申込書に記載された申込日をもって成立します。

**第４条（委託業務）**

1. 医療法人等は、当社に対して、以下の業務（以下「本件業務」といいます。）を委託し、当社はこれを受託します。
   (1) 基本業務
      (ア) 医療法人等及び提携技工所間で締結された契約であって、医療法人等が提携技工所に対して歯科技工物の製造を委託することを内容とする契約（以下「本件歯科技工物製造契約」といいます。）に基づいて、医療法人等から当該提携技工所に支払われる請負報酬代金の代理受領業務
      (イ) 本件歯科技工物製造契約に基づいて、提携技工所が製造する歯科技工物の品質管理業務
      (ウ) 本件歯科技工物製造契約における歯科技工物の製造に関する提携技工所に対する訓練指導業務
      (エ) 本件歯科技工物製造契約の受注情報管理システムの提携技工所に対する提供業務
      (オ) 本件歯科技工物製造契約における遠隔コミュニケーションツールの提携技工所に対する提供業務
      (カ) 歯科技工物の製造委託を希望する提携技工所の医療法人等に対する紹介業務
      (キ) 本件歯科技工物製造契約に関し、医療法人等及び提携技工所間で行われるやり取りの窓口対応業務
      (ク) 本件歯科技工物製造契約における歯科技工物の原材料の提携技工所に対する調達支援及び管理支援業務
      (ケ) 本件歯科技工物製造契約における歯科技工物の原材料及びプレスカット用ツールの選定に関する提携技工所に対する助言業務
   (2) 拡大床業務
      医療法人等及び提携技工所間で締結された拡大床装置の製造委託契約における拡大床装置の原材料及び拡大床装置用作成ツールの選定に関する提携技工所に対する助言業務
   (3) 発送業務
      提携技工所が医療法人等との契約に基づき製造した技工物の医療法人等への発送業務
   (4) その他前各号に関連する業務
2. 医療法人等及び当社は、本項をもって、次の各号に掲げる事項を確認しました。

(1) 本件歯科技工物製造契約の契約当事者は、医療法人等及び提携技工所であること
(2) 医療法人等が本件歯科技工物製造契約に基づき提携技工所に対して歯科技工を委託した場合、医療法人等は、本件歯科技工物製造契約に基づき、提携技工所に対して請負報酬代金の支払義務を負うこと
(3) 当社が請負報酬代金を代理受領する場合、当該請負報酬代金の支払義務は当社が医療法人等から当該請負報酬代金を代位受領した時点で弁済により消滅すること

**第５条（報酬）**

1. 本件業務のうち前条第 1 項（1）（ア）に定める業務の委託料（以下「決済手数料」という。）は、当社が別途定めた金額とします。
2. 前条第 1 項（1）（ア）に定める業務以外の本件業務の委託料（以下「業務委託料」という。）は、当社が別途定めた金額とします。
3. 医療法人等は、当社に対して、前各項に定める当月分の決済手数料及び業務委託料の合計額を翌月末日までに当社の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う義務を負います（振込手数料は医療法人等負担)。

**第６条（費用）**

医療法人等は、当社が本件業務を履行するために必要な費用を負担します。但し、本件業務のうち第 4 条第 1 項第 3 号に定める発送業務に要した梱包材、送料等の費用については、当社が負担します。

**第７条（契約期間）**

1. 本約款に基づくは、本約款締結日から 1 年間有効とする。本約款の有効期間満了の 1 か月前までに医療法人等及び当社のいずれからも異議が出されない場合には、本約款は同じ条件で更に 1 年間更新され、以後も同様です。
2. 本約款が終了した場合でも、第 9 条、第 10 条、第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項、第 13 条第 3 項・第 4 項、第 14 条から第 18 条は有効に存続します。

**第８条（法令遵守）**

医療法人等は、歯科技工物の提携技工所への製造委託、納品及び使用の際に、法令通達等を遵守する義務を負います。

**第９条（秘密保持）**

1. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行により知り得た相手方の技術上又は営業上そ

の他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本約款の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとします。但し、情報を受領した者は、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができます。また、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた情報についても、当該情報を開示した者に対し事前の通知の上、必要最小限の範囲で開示することができます。

2. 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しません。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

**第 10 条（個人情報の取扱い）**

1. 「個人情報」とは、医療法人等及び当社が本約款の遂行のために、相手方に預託した一切の情報のうち、個人の氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報、又は、個人識別符号が含まれる情報、並びに、これに付随して取り扱われるその他の情報をいい、前条に定める秘密情報であるものに限られません。
2. 医療法人等及び当社は、本約款の遂行に関して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報の保護に関する法律及び本約款の定めを遵守して、本約款の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本約款の目的以外にこれを取り扱ってはならないものとします。

**第 11 条（中途解約）**

1. 医療法人等は、本約款の有効期間中であっても、当社に対して、本約款の中途解約を申し込むことができます。この場合、医療法人等及び当社は、本約款の終了日について協議の上で合意により決定します。
2. 前項に基づき本約款が解約された場合、当社は、業務委託対象技工物の区分、民法第 648 条及び民法第 648 条の 2 の規定にかかわらず、本約款に基づく決済手数料及び業務委託料の一部を請求することができないものとします。

**第 12 条（契約の解除）**

1. 医療法人等又は当社が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本約款の全部又は一部を解除することができます。
   (1) 本約款の１つに違反したとき
   (2) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
   (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立がなされたとき
   (4) 自ら振り出し又は引き受けた手形もしくは小切手が１回でも不渡りになったとき、又は支払停止状態に至ったとき
   (5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じたとき
   (6) 相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき
2. 前項の場合、解除された者は、解除によって解除した者が被った損害（弁護士費用を含む）の一切を賠償しなければなりません。

**第 13 条（反社会的勢力の排除）**

1. 医療法人等及び当社は、相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
   (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
   (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
   (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本約款を締結するものでないこと。
   (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
      (ア)相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
      (イ)偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2. 医療法人等又は当社が本約款の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本約款を解除することができます。
   (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する申告をしたことが判明した場合
   (2) 前項(3)の確約に反し本約款を締結したことが判明した場合
   (3) 前項(4)の確約に反する行為をした場合
   (4) 上記各号に該当するおそれがあると判断される場合
3. 医療法人等又は当社が前項の規定により本約款を解除した場合には、相手方は、医療法人等又は当社に対して、医療法人等又は当社の被った損害（弁護士費用を含む）を賠償します。
4. 第２項の規定により本約款が解除された場合には、本約款を解除された者は、解除により生じる損害について、相手方に対し一切の請求を行いません。

**第 14 条（損害賠償）**

医療法人等及び当社は、本約款に違反し相手方に損害（弁護士費用を含む）を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償する義務を負います。但し、当社が医療法人等に対して負う損害賠償の金額は 3,000 万円を上限とします。

**第 15 条（不可抗力）**

1. いずれの当事者も、地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本約款の全部又は一部を履行できない場合であってもその責任を負いません。
2. COVID-19 その他の感染症の発生・拡大及び関係法令、公権力の要請・指示もしくはこれらに基づく COVID-19 への対策措置の遵守・実施、不可抗力、又は、当事者の支配を超えた事由により、本約款で定める債務の履行が不能となり又は履行遅滞となった場合も、前項と同様とします。

**第 16 条（協議）**

本約款に関して疑義が生じた場合には、医療法人等当社双方誠意を持って対応を協議します。

**第 17 条（準拠法）**

本約款は日本法に準拠し、これに従って解釈されます。

**第 18 条（管轄の合意）**

医療法人等及び当社は、本約款に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2022 年 9 月 27 日施行